

障害児通所支援の手引き

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・放課後等デイサービス



豊島区福祉部障害福祉課

目次

1. 各サービスの概要	2
2. 申請から利用までの流れ	3
3. 通所受給者証	4
4. 利用回数	4
5. 計画相談支援とセルフプラン	4
6. 事業所間連携加算	4
7. 医療的ケアの判定スコア	4
8. 利用者負担	5
9. よくある質問(Q&A)	8

1. 各サービスの概要

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援をし、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて肢体不自由児に治療を行います。

対象者は、療育の観点から集団及び個別支援を行う必要があると認められる未就学児です。

各種障害者手帳または、医師の診断書等により療育の必要性を確認します。

② 居宅訪問型児童発達支援

訪問支援員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援を行います。

対象者は、重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童です。未就学児、就学児ともに利用可能です。

③ 保育所等訪問支援

訪問支援員が保育所、幼稚園や学校などを訪問し、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

対象者は、保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた児童です。未就学児、就学児ともに利用可能です。

④ 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な支援や社会との交流の促進等の支援を行います。

対象者は、原則18歳未満の学校に在学している児童です。ただし、18歳を迎えた後、高校を卒業する3月31日まで利用することができます。

各種障害者手帳または、固定級の在籍証明書、支援級の通級証明書、医師の診断書等により支援の必要性を確認します。

2. 申請から利用までの流れ

1. 豊島区役所へ利用相談



まずは障害福祉課児童・障害児支援グループ(03-4566-2451)へご相談ください

2. 各事業所へ連絡・相談



障害児相談支援事業所へ相談…お子さんの状況、サービス利用の意向をお伝えください

障害児通所支援事業所の見学・体験…空き状況や療育内容等をご確認ください

3. 児童通所支援申請に必要なものを準備

- ・申請書等の入手・記入
- ・医師の意見書(診断書)または通級証明書等の提出 (各種障害者手帳をお持ちの方は、必要ありません)
- ・サービス等利用計画案の作成
- ・相談支援(障害児相談支援)を利用する場合、障害児計画相談申請書と計画相談支援依頼(変更)届出書が必要です。

※申請書の入手方法

① 区役所のホームページ (<https://www.city.toshima.lg.jp/503/2305241542.html>)

ページID : 44574

② 障害福祉課窓口

③ 郵便送付

4. 豊島区職員による面談



担当職員が、対象の児童及び保護者と区役所(4階)にて30分程度の聞き取りを行います。面談は予約が必要となりますので事前にご連絡ください。



支給が適切と認められた場合は、2週間程度で自宅へ受給者証を郵送します

6. サービス提供事業所との利用契約・サービス利用

受給者証を事業所に提示して契約となります

新たな受給者証が発行された場合は、すぐに事業所へご提示ください

3. 通所受給者証

障害児通所支援の利用に際して、実施するサービス給付の内容(月ごとの利用回数、負担上限月額など)を個別に明らかにしたものです。A4サイズのピンク色の紙で発行しています。各種サービスを受ける際には、この受給者証が必要です。必ず事業所へ提示してください。

受給者証の2枚目には、注意事項が記載されています。必ずご確認ください。

また、事業所と契約をした際に記載する欄が設けてあります((六)～(九))。記載欄が足りなくなったら場合は再発行しますので、障害福祉課へご連絡ください。

4. 利用回数

利用回数は一律ではなく、受給者証によって一人一人受けられるサービスの量が決められています。

豊島区では月23日の範囲内で、子どもや保護者の状況や生活環境、利用意向などをふまえて、ひと月に使える日数を決定し、受給者証を発行します。その定められた日数内で、その子に必要なサービスを組み合わせて利用計画が立てられます。

5. 計画相談支援とセルフプラン

障害児通所支援を利用する際に「障害児支援利用計画」を作成する必要があります。「障害児支援利用計画」は、相談支援事業所へ作成を依頼するか、もしくは保護者が作成することができます(セルフプラン)。詳しくは、別紙「障害児支援利用計画の作成のお願い」をご覧ください。

6. 事業所間連携加算

セルフプランで複数事業所を利用している児童について、事業所間で連携を図り、子どもの状態や支援状況の共有等の情報共有を行った事業所に対して評価を行います。対象となる方には「事業所間連携加算確認書」をお渡ししますので、事業所間の連携を希望される方は、「事業所間連携加算確認書」を記入し、障害福祉課へご提出ください。

7. 医療的ケアの判定スコア

医療的ケアを必要とするお子さんが障害児通所支援を利用する場合は、主治医に必要な医療的ケアや見守りの必要性等を判断してもらい、「判定スコア」を作成してもらいます。なお、サービスや事業所によって「判定スコア」が不要な場合もありますので、詳しくはホームページをご覧いただくか、児童・障害児支援グループへお問い合わせください。

8. 利用者負担

利用者負担については、サービスの利用量に応じた1割の自己負担がありますが、所得に応じた負担上限月額が定められています。ただし、未就学児は豊島区の独自助成と国の無償化制度によって、サービスの利用者負担は0円です。その他、各種助成もありますので、詳しくは軽減制度①～⑤をご覧ください。

また、世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が1人分の負担額となるように軽減します。対象となる場合は、「利用者負担上限額管理事務依頼届出書」をお渡ししますので、ご記入いただき、児童・障害児支援グループへご提出ください。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、原則保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

ただし、住民基本台帳上は別世帯であっても、生計を一にする者がいる場合は所得を判断する際の世帯の範囲として認定します。

「生計を一にする」とは、同一の家計の中で生活していることを言います。必ずしも同居を要件とするものではなく、常に生活費や療養費などを送金している場合も含みます。単身赴任等により、保護者に該当する方もしくはその配偶者の方が豊島区から転出している場合は、申請の際に担当職員にお申し付けください。

◎利用者の方の負担上限月額は、次の通りです。

《福祉部分（全児童通所対象）》

世帯区分	所得区分	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	区民税非課税世帯の方	0円
一般1	区民税所得割額28万円未満の世帯の方※	4,600円
一般2	区民税所得割額28万円以上の世帯の方※	37,200円

※区民税所得割額は保護者の属する世帯員全員の合計額（住宅ローン控除、寄付金控除税額控除前の額）です。

《医療部分（肢体不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援のみ対象）》

世帯区分	所得区分	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得1	区民税非課税世帯で保護者の年収が80万円以下の方	15,000円
低所得2	区民税非課税世帯で保護者の年収が80万円を超える方	24,600円
一般1・2	区民税課税世帯の方	40,200円

《軽減制度》（未就学児対象：①～④ 就学児対象：④～⑤）

① 豊島区の独自助成

◆対象期間

満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで

◆助成内容

利用者負担を無償化（サービスの利用者負担0円）

◆注意事項

- ・利用者負担以外の費用（医療費や食費等の実費で負担するもの）については無償化対象外となりますので、事業所へご確認ください。
- ・助成のための申請は不要です。

② 利用者負担の無償化（国の制度）

◆対象期間

満3歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校入学まで

◆助成内容

利用者負担を無償化（サービスの利用者負担0円）

◆注意事項

- ・利用者負担以外の費用（医療費や食費等の実費で負担するもの）については無償化対象外となりますので、事業所へご確認ください。
- ・保育所・幼稚園等の無償化対象期間とは異なる場合がありますのでご注意ください。
- ・就学義務の猶予となつたお子さんについては、猶予期間の最終日または猶予取り消し日の属する月末までは無償化の対象となります。
- ・全国一律で実施されているため、無償化のための手続きは必要ありません。

③ 多子軽減措置（国の制度）

就学前の障害児通所支援利用児童が、第2子・第3子等に該当する場合、サービスの自己負担額を1割負担から、0.5割・0割へ軽減されます。

◆対象者

- （1）所得割合計額が77,101円以上の世帯

未就学児の兄又は姉が、幼稚園等に通っている、若しくは障害児通所支援を利用している利用児童が

いる場合。兄姉の通っている幼稚園等の通園証明書をご提出ください。

(2) 所得割合計額 77,101 円未満の世帯

兄または姉がいる場合。(兄姉の年齢は問わない)

(4) 高額障害児通所給付費（サービス利用料の返金）

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額について、当該世帯の1か月あたりの利用者負担額の合計が基準額以上になった場合には、利用者負担額が基準額まで軽減されます。

○介護保険法に基づくサービスの利用者負担額（同一人が障害福祉サービスを併用している場合）

（例）訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

○障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額

（例）居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など

○補装具費の利用者負担額（同一人が障害福祉サービスを併用している場合）

○児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービスの利用者負担額

（例）障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、障害児入所支援など

基準額を超えて負担額を支払った場合には、超えた分と同額の高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児通所給付費が申請により後から支給されます。（償還払い方式によります。）対象や申請方法など、詳しくは障害福祉課給付グループ（03-3981-1963）へお問い合わせください。

(5) 生活保護への移行防止（境界層対象者に対する軽減措置）

利用者負担を負うことによって生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで福祉サービス費の利用者負担や食費・光熱水費の実費負担を引き下げる。

9. よくある質問(Q&A)

申請手続きについて

(Q1)申請書はどこで手に入りますか？

(A1) 区役所本庁舎4階の障害福祉課で配布しており、ホームページでも公開しています。ご連絡をいただければ、郵送での対応も行います。また、豊島区立児童発達支援センターをご利用中の方で、豊島区立児童発達支援センターで受給者証を使用する療育を受ける場合は、豊島区立児童発達支援センターでも申請書を配布しています。

(Q2)聞き取りはどのような形式で行われますか？

(A2) ご本人(児童)の様子をうかがう必要がある為、ご本人同席の上で聞き取りを行います。区職員が区役所窓口において、30分程、これまでの成育歴やご家族の状況、保育園や幼稚園、学校、家庭等での様子などをお聞きします。

(Q3)本人に聞き取り内容を聞かせたくない為、電話等の聞き取りでも可能ですか？

(A3) 電話での聞き取りと面談を分けて行うなど、ご本人の状況に合わせ、対応いたします。ご要望がございましたら、事前にお申し出ください。

(Q4)窓口へ行くのが難しいですが、どうしたら良いですか？

(A4) ご本人の障害の特性等により区役所での面談が難しい場合は、職員がご自宅等へ訪問し聞き取りを行うなど、ご本人の心身の状況に合わせ対応を検討いたします。ご要望がございましたら、事前にお申し出ください。

(Q5)受給者証の発行には、障害者手帳が必要ですか？

(A5) 療育の必要性を判断するため、各種障害者手帳や医師の診断書、通級証明書等のいずれかの提出が必要です。各種障害者手帳を持っていない方は、小児科等の医師の診断書に療育が必要な旨の記載があれば、それをもって判断します。診断書の書式はホームページに掲載していますが、病院の書式でも問題ありません。診断書の取得に係る経費は自己負担となります。

小学生以上の各種障害者手帳をお持ちでない方で、固定級や支援学級を利用している方は、学校から在籍証明書、通級証明書等を取得してください。証明書の書式は問いません。区内の各小中学校で証明書を発行しています。

(Q6)受給者証の発行には、保護者の就労などの制限はありますか？

(A6) 保護者の就労等の制限はありません。ご本人の必要性に応じて利用することができます。

(Q7) 新小学1年生の放課後等デイサービス(4月利用開始)はいつから申請できますか？

(A7) 例年、就学直前の1月中旬から受付を開始します。それまでに、事業所の見学を行い、利用したい事業所を決めてください。放課後等デイサービスでは、送迎の有無や学校休業日(長期休みや土日祝日等)の営業時間等、事業所により異なりますので、ご確認ください。

利用する事業所について

(Q8)どのような事業所を利用することができますか？

(A8) 自治体が発行している、「通所受給者証」を利用できる事業所であれば、利用することができます。都内の事業所は、東京都障害者サービス情報(東京都福祉局のホームページ) (<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>)から検索することができます。

豊島区内の事業所の特徴などをまとめた、事業所ガイドブックを作成しました。ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

(Q9)豊島区外の事業所も利用できますか？

(A9) 通所受給者証は、全国の事業所で利用可能です。里帰り先の自治体でも利用可能です。3歳児未満の方は、豊島区の独自助成制度があるため、事業所から豊島区へ連絡するようお伝えください。

全国の事業所を検索する場合は、WAMNETの障害福祉サービス等情報検索(独立行政法人福祉医療機構)(<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>)から検索することができます。

(Q10)利用する事業所はどこに相談して決定すればよいですか？

(A10) 区役所では事業所の斡旋は行っておりません。保護者の方が各事業所に連絡を取り、ご本人と一緒に見学を行ってください。また、サービスに関して障害児相談支援事業所へ相談することができます。詳しくは、別紙「障害児支援利用計画の作成のお願い」をご覧ください。

(Q11)事業所の空き情報は教えてもらえますか？

(A11) 豊島区では各事業所の空き状況は把握しておりません。保護者の方が各事業所に連絡を取り、ご確認ください。

(Q12)事業所を2つ以上利用することは可能ですか？

(A12) 受給者証に記載されている利用日数内であれば、ご本人の必要性に応じて、複数の事業所を利用することが可能です。その際、一日に2事業所以上の利用はできませんのでご注意ください(ただし、保育所等訪問支援は除く)。また、受給者証に記載されている日数を越えてしまった場合は、超過分は自己負担となります。

事業所を増やす場合には、手続きの確認があります。児童・障害児支援グループへご連絡ください。

(Q13) 土日祝日、夏休みなど学校が休みの日でも、サービスを利用することができますか？

(A13) 事業所によって営業日時が異なるため、各事業所へご確認ください。

(Q14) 事業所と自宅間の送迎はありますか？

(A14) 事業所によって異なるため、各事業所へご確認ください。

(Q15) 事業所から重症心身障害児に該当しているか聞かれました。該当しているか教えてもらえますか？

(A15) 重症心身障害児とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童のことです。該当するかどうかは、お子さんの状況によって個別に判断しますので、児童・障害児支援グループへお問い合わせください。

(Q16) 医療的ケアが必要ですが、利用できる事業所はありますか？

(A16) 看護師を配置し、医療的ケア児を受け入れられる事業所はありますが、事業所により受け入れ可能な医療的ケアの内容が異なります。詳細は各事業所へお問い合わせください。区内の事業所は、事業所ガイドブックの主たる障害で「医療的ケア児」欄をご確認ください。

(Q17) 事業所間連携加算の案内がありましたが、どうしたらよいですか？

(A17) 事業所間連携加算はセルフプランを利用し、2事業所以上を利用している児童が対象です。支援の質の向上のため、事業所間で情報共有等の連携を行った際に事業所が加算をとれる制度です。事業所間で情報共有を行うため、保護者の承諾が必要です。事業所間の連携を希望する場合は、「事業所間連携確認届出書」を児童・障害児支援グループへご提出ください。なお、「事業所間連携確認届出書」は豊島区ホームページからダウンロードができますので、ご利用ください。

受給者証の更新・変更について

(Q18) 受給者証の有効期限・更新はありますか？

(A18) 受給者証の有効期限は、最大1年の中で、本人の誕生日月の月末を期限としています(1日が誕生日の方は、前月の末日)。期限の2か月前頃に、ご自宅へ更新のための申請書等を郵送しますので、書類をご記入のうえ、期日までにご提出ください。

なお、サービスの更新を希望しない場合は、その旨を児童・障害児支援グループへご連絡ください。

(Q19) 更新の際に、必要な手続きはありますか？

(A19) 障害福祉課から送付した申請書等と、支援計画(事業所が作成した支援計画案または保護者が作成したセルフプラン)をご提出ください。

また、小学生以上で各種障害者手帳をお持ちでない方は、3年毎（小学校1年生、小学校4年生、中学校1年生、高校1年生のサービス更新時）に診断書または通級証明書等の療育の必要性を確認できる書類をご提出ください。

申請書には日中連絡の付く電話番号をご記入ください。電話に出られなかった場合は、児童・障害児支援グループへご連絡ください。（障害福祉課対応可能日時：閉庁日を除く平日の9時から17時）

手続きが完了しましたら、新しい期限の受給者証をご自宅へ郵送します。受給者証が届きましたら必ずご利用中の各事業所へ提示してください。

(Q20)利用日数を増やしたいです。どのような手続きが必要ですか？

(A20) 申請のあった月の翌月から利用日数を変更することができます。利用中の障害児相談支援事業所に相談の上、障害福祉課へ申請してください。利用日数は必要に応じて判断し、決定します。

(Q21)受給者証を紛失しました。再発行は可能ですか？

(A21) 受給者証の再発行は可能です。電子申請または受給者証再発行申請書を提出してください。電子申請および申請書のダウンロードは豊島区のホームページから可能です。申請受付後、新しい受給者証を発行します。

URL : <https://www.city.toshima.lg.jp/503/2305241542.html> ページID : 44574

(Q22)名前や住所が変わりました。何か手続きが必要ですか？

(A22)住民票の手続きが終わりましたら、変更申請をしていただきます。電子申請または申請内容変更届を提出してください。電子申請および申請書のダウンロードは豊島区のホームページから可能です。申請受付後、新しい受給者証を発行します。

URL : <https://www.city.toshima.lg.jp/503/2305241542.html> ページID : 44574

(Q23) 今後、豊島区内へ転入予定です。どのような手続きが必要ですか

(A23) 豊島区への転入日から有効な受給者証の発行が可能です。受給者証の発行には、P2「申請から利用までの流れ」の通り手続きが必要となります。転入のご予定がある方は児童・障害児支援グループへご連絡ください。

(Q24) 今後、豊島区外へ転出予定です。どのような手続きが必要ですか

(A24) 豊島区の受給者証は豊島区に住民票がある日まで有効です。引き続きサービスを利用する場合、転入日からは転入先自治体から発行される受給者証が必要です。自治体により申請に必要な書類や受給者証発行にかかる日数が異なるため、事前に転入先自治体へご確認ください。また、豊島区の受給者証は失効するため、後日豊島区へご返却ください。

お問い合わせ先

障害福祉課 児童・障害児支援グループ

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1(豊島区役所4階)

☎03-4566-2451